

2021年9月10日

## 施設利用料金の還付特例

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由とした施設利用の取消しについて、愛知県緊急事態措置終了日（現時点では9月30日(木)）までに取消申請書を提出いただいた場合は利用料金を頂くことはなく、既にお支払い済みの利用料金を還付させて頂いております。

対象期間の目安は下記のとおりですのでご確認ください。

| 施設                        | 利用日        | 還付率         |
|---------------------------|------------|-------------|
| 主ホール・アートスペース<br>創造活動室 A・B | ～12月29日(水) | 施設利用料金の100% |
| 創造活動室 C～G<br>研修室(大)・(小)   | ～10月30日(土) | 施設利用料金の100% |